

# 仕 様 書

## 1. 業務委託概要

- (1)名称 令和8年～10年度新国立劇場スタインウェイ社製ピアノ調律及び保守点検業務
- (2)業務委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3)業務場所 新国立劇場(東京都渋谷区本町1丁目1番1号)
- (4)対象物件 別紙のとおり

## 2. 業務内容

### (1)定期調律

整調・調律・整音・清掃等の当該スタインウェイ社製ピアノが本来有する機能を十分に発揮できるよう必要な調律を行う。

定期調律は、スタインウェイ社製ピアノの種類及び使用頻度に応じ別紙の回数で行うものとし、日時は発注者が指定する。

### (2)本番調律

整調・調律・整音・清掃等の当該スタインウェイ社製ピアノが一流の演奏者による公演本番において本来有する機能を十分に発揮できるよう必要な調律を行う。

本番調律は、スタインウェイ社製ピアノの種類及び使用頻度に応じ別紙の回数で行うものとし、日時は発注者が指定する。

### (3)保守点検

鍵盤・ハンマー・ダンパー・ペダルの調整・点検及び調律等の当該スタインウェイ社製ピアノが本来有する機能を十分に発揮できるよう必要な保守点検を行う。

保守点検は1台につき原則年1回(主に8月)行い、日時は発注者が指定する。

### (4)故障時の対応

ピアノの故障が発生した場合、すみやかに技術者を派遣して対応すること。

## 3. 検査

調律及び保守点検業務終了後は、発注者の立会検査を受けることとする。

## 4. 消耗品等について

通常の調律・保守点検に使用される機械器具及び材料は、受注者の負担とする。

## 5. 技術者について

(1)受注者は、本業務を遂行するにあたり、調律師として十分な実績を持つ熟練した技術者を派遣すること。

(2)受注者は、調律・保守点検を施した楽器に、将来の不良が予見される状態を発見した場合は、書面を以って発注者に報告し、発注者の求めに応じて費用と期間の見積書を添えた改善方法の提案をすること。

## 6. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者で協議して定めるものとする。

## 対象物件:

| 常設場所         |      | メーカー    | 型 番        | 種 類        |
|--------------|------|---------|------------|------------|
| オペラ劇場        | 楽器庫1 | スタインウェイ | ST-D560977 | フルコンサートピアノ |
| 中劇場          | 楽器庫  | スタインウェイ | ST-D537298 | フルコンサートピアノ |
| Aリハーサル室      |      | スタインウェイ | ST-C534433 | セミコンサートピアノ |
| オーケストラリハーサル室 | 楽器庫  | スタインウェイ | ST-C534489 | セミコンサートピアノ |
| オーケストラリハーサル室 | 楽器庫  | スタインウェイ | ST-M       | グランドピアノ    |

フルコンサートピアノ 2台

セミコンサートピアノ 2台

グランドピアノ 1台

計 5台

## 調律回数(年間予定):

## ◆定期調律

| 種類         | 平日・土曜 | 日曜・祝日 |
|------------|-------|-------|
| フルコンサートピアノ | 13回   | 1回    |
| セミコンサートピアノ | 13回   | 1回    |
| Mグランドピアノ   | 2回    | 1回    |

## ◆本番調律

| 種類            | 平日・土曜 | 日曜・祝日 |
|---------------|-------|-------|
| フルコンサートピアノ    | 16回   | 6回    |
| セミコンサートピアノ    | 1回    | 1回    |
| Mグランドピアノ      | 1回    | 1回    |
| 本番調律後の立会い     | 1時間   | 1時間   |
| 夜間(19時～22時)料金 | 1回    | 1回    |

※調律回数は前年度までの実績に基づくものであり、予定回数は増減する場合がある。

保守点検回数: 1台につき原則年1回

## 契 約 書 (案)

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と【会社名】（以下「乙」という。）は、甲が管理するスタインウェイ社製ピアノに関して、以下の通り契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は乙に対し、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間、仕様書に掲げるスタインウェイ社製ピアノ計5台（以下、「ピアノ」という。）の調律及び保守点検を依頼し、乙はこれを承諾した。

### （業務内容）

第2条 乙は次の各号の業務を遂行する。

- （1）仕様書に従いピアノの定期調律及び本番調律を行うこと。
- （2）仕様書に従いピアノの保守点検を行うこと。
- （3）その他本契約の目的を達成するために必要な業務で両当事者が合意するもの。

### （業務の遂行）

第3条 乙は前条の業務の遂行にあたり、乙が使用する者を適正に配置し、関係法令を遵守の上、善良なる管理者の注意義務をもって業務を履行しなければならない。

- 2 乙は、前条の各号の業務を終了後、すみやかに甲に報告の上、甲が定める検査を受けるものとし、当該検査に合格した時点をもって業務の履行があったものとみなす。

### （報酬等）

第4条 甲は乙に対し本契約上の義務の履行に対する報酬として、月ごとに実績に応じて別紙1の単価表に基づき算出した金額を支払うものとする。この報酬には、甲が乙に支払う報酬、必要経費等の経済的な負担のすべてが含まれるものとする。

- 2 乙は、各月の業務の履行実績を、別紙1に掲げる単価表に基づき算出した請求書とともに、毎月末日までに書面により甲に提出する。
- 3 第1項の報酬は、それぞれ甲が前項の履行実績及び請求書を受け取ってから1ヶ月以内に、乙の指定する金融機関へ、振込み支払うものとし、振込手数料は、甲の負担とする。

### （不定期調律）

第5条 甲は、乙または乙以外の第三者に対して第2条の業務のほか、不定期にピアノの調律業務を依頼することがあり、乙はこれを承諾する。この場合の報酬は、別紙1に定める定期調律の単価に基づき算出した金額を支払うものとする。

### （ピアノの管理等）

第6条 乙は、ピアノの取り扱い、管理には特に注意しなければならない。乙の責に帰すべき事由によりピアノが滅失、破損等した場合には、乙は甲に対してその損害を賠償する。

(地位等の譲渡の禁止)

第7条 両当事者は、本契約から生ずる自己の権利及び義務を第三者に譲渡したり、若しくは承継させることはできない。ただし、あらかじめ書面にて甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が指定期間内に業務を履行しないとき
- (2) 契約の締結にあたり乙又は乙の代理人が不正な行為をしたとき
- (3) 乙が支払い停止又は支払い不能に陥り、又は、銀行取引停止処分を受け、若しくは破産、会社更正、民事再生に関する手続きの対象となるなど経営状態を著しく悪化させたとき
- (4) 乙又は乙の従業員若しくは代理人が、甲の信用又は名誉を著しく傷つける行為を行ったとき

2 前項の解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

(債務不履行)

第9条 法律上の不可抗力により本契約の履行が不可能となった場合には、両当事者は、本契約上の義務を負わない。

2 いずれかの当事者が、前項以外の理由により本契約を履行しなかった場合には、他方の当事者は、本契約を解除する権利を有する。履行しなかった当事者は、他方に生じた損害を間接損害を含めて賠償する。

(秘密等の保持)

第10条 両当事者は、相手方の同意なくして、第三者に対し、本契約の内容を開示したり、本契約の履行の過程で相手方から取得した秘密を漏洩してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(協議事項)

第12条 本契約書に記載のない事項については、両当事者が民法等の関係法令及び慣習に基づき誠実に協議し、円満に解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本契約に関する準拠法は、日本国の法律とする。本契約上のすべての紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(正本)

第14条 本契約書は、正本2通を作成し、両当事者が記名押印の上、各自1通を所持する。

令和8年 月 日

甲) 東京都渋谷区本町1-1-1  
公益財団法人新国立劇場運営財団  
理 事 長 錢谷 眞美

乙) 【所在地】  
【会社名】  
【代表者名】

## 単 価 表

令和 8 年～令和 1 0 年度新国立劇場スタインウェイピアノ調律及び保守点検業務

社名

印

## 1. 調律業務

| (1) 定期調律   | 平日・土曜     | 日曜・祝日     |
|------------|-----------|-----------|
| 種類         | 単価/回 (税抜) | 単価/回 (税抜) |
| フルコンサートピアノ | 円         | 円         |
| セミコンサートピアノ | 円         | 円         |
| グランドピアノ    | 円         | 円         |

| (2) 本番調律   | 平日・土曜     | 日曜・祝日     |
|------------|-----------|-----------|
| 種類         | 単価/回 (税抜) | 単価/回 (税抜) |
| フルコンサートピアノ | 円         | 円         |
| セミコンサートピアノ | 円         | 円         |
| グランドピアノ    | 円         | 円         |

| 2. 保守点検業務  | 平日・土曜     |
|------------|-----------|
| 種類         | 単価/回 (税抜) |
| フルコンサートピアノ | 円         |
| セミコンサートピアノ | 円         |
| グランドピアノ    | 円         |

## 3. その他

|                 | 平日・土曜      | 日曜・祝日 |
|-----------------|------------|-------|
| 本番調律後の立会い       | 単価/時間 (税抜) | 円 円   |
| 夜間 (19時～22時) 料金 | 単価/回 (税抜)  | 円 円   |